令和８年９月１５日

徳管協情報５

徳島県小中学校管理職員協議会
〒770-0003 徳島市北田宮 1-8-68 県教育会館内
TEL 088-633-1101　FAX 088-633-1124
E-mail　tkk1101@estate.ocn.ne.jp
URL http://tkk1101.server-shared.com/

第３回理事会：９年度当初予算編成に係る県教委要望検討

９月９日（水）午後２時より第３回理事会を開催し、下記の内容を中心に協議が行われた。



・県教委令和９年度予算要望検討　・退職後の雇用拡大等に関する要望
・全管協関係の要望　・県議会議長への署名活動
・令和８年度全管協役員研修会（徳島会場）　・観劇ツアー
・徳管協本部の研修や事業　・管理職任用復元問題の作成等

９年度予算要望検討では、依然として厳しい状況にある教員不足の解消、カスタマーハラスメント防止対策、生成AIを含む情報教育の条件整備、次年度更新の校務支援システムの拡張機能、主務教諭の配置等に焦点を当て協議した。協議に加えて、今年度末閉校・休校の学校、各市町村の統合・合併の進捗状況等についての情報交換等を行った。

全管協：文科省・政府与党国会議員への中央要請行動



９月７日（月）全管協は、文科省と政府与党国会議員（自民党）への要請行動を行った。徳島、大阪、長野、東京から出向いた全管協役員１３名が中央要請行動を行った。徳管協からは志内副会長、池本事務局長の２名が参加した。

文科省の教育施策に係る要望では、①初等中等局に係る「義務教育費国庫負担」　②「カスハラ防止法」の義務化　③管理職手当の充実　④教員の欠員対策について、教育現場の人手不足や学校における働き方改革、カスハラの状況を話す中で要望を伝えた。国会議員への要望は、自民党文部科学部会長深澤陽一衆議員（静岡県選出）が対応し、全管協が推進する教育予算や教育施策について要望した。

「退職後の雇用拡大と雇用条件・処遇改善」についての要望

徳管協は、管理職員会員の令和７年度末役職定年５９名（校長５３名、教頭６名）にアンケート調査を行い、役職定年後の動向調査を実施した。その結果、７年度末役職定年者５５名の約９３％が定年延長並びに再任用・最雇用・再就職となっていることが動向調査より分かった。定年延長者は３０名で、特例任用管理職２２名（すべて校長）、定年延長に伴う降任・転任８名（主幹教諭、教諭、指導主事）。役職定年時定年前退職者２９名で、そのうち再任用・再雇用・再就職者は２５名で、内訳は国・県関係１１名、市町村関係１１名、民間・団体関係３名であった。徳管協は本年度も９月から本部又は各支部において、県教委と各市町教委教育長を訪問し、退職者等の再任用・再雇用について次の２点について要望活動を展開する。

【要　望　事　項】

１　教育管理職の経験と職歴を活かした、役職定年時退職（定年前退職）後並びに定年延長に伴う定年退職後の雇用拡大の働きかけの要望

２　雇用先の勤務条件と処遇改善（給料・健康保険・年休等）の働きかけの要望

義務標準法・人確法・義務教育費国庫負担制度の署名活動のお願い

１０月実施予定の県議会議長への義務標準法・人確法・義務教育費国庫負制度に関する署名活動についてお願いします。署名活動は徳管協・徳教団・徳公教組の三団体が、次の３つの要望趣旨で行っています。

ー　今日的な教育諸課題に対応するため、義務教育諸学校等の標準法を改正し、教職員定数の改善を図ること。
ー　教育現場に優れた人材を確保するため、人材確保法を尊重し、教育専門職としてふさわしい給与・待遇とすること。
ー　教育の機会均等と教育水準の維持向上のために、義務教育に係る費用を全額国庫負担とすること。

署名期間は９月末日までを目処とし、署名は徳管協各支部に送付してください。ご家族・ご親戚・ご友人など本趣意書にご賛同いただける成人の方が対象となります。１会員（準会員）につき５名以上をお願いします。署名簿はできるだけ５名分埋めていただけると幸いですが、空欄があってもご送付ください。

ライフプラン・セミナー（退職後の生活設計）開催

７月２８日（火）１３：３０から、県教育会館５F小ホールにおいて徳管協会員３３名（内資料参加５名）の参加を得て、「ライフプラン・セミナー」を開催した。５年度より定年延長制が始まり、大きな制度変更に伴い給料や退職金、年金支給等に高い関心が集まるところである。そのような中、約２時間半にわたって「退職金、退職後の福利厚生について」（県教委福利厚生課）、「退職後のライフプランと資産形成」（阿波銀行）、「管理職員の役職定年後の動向調査について」（徳管協事務局）等、会員の退職金や退職後の生活や福利厚生、セカンドライフの資産形成等について有意義なセミナーとなった。



文科省：カスタマーハラスメント防止指針公表

文部科学省は、カスタマーハラスメント（カスハラ）防止に関してガイドライン（指針）を公表し、８月末に全国の教育委員会に通知した。令和８年１０月１日から「カスハラ」防止措置が学校設置者を含む事業主の義務となる。文科省は、厚生労働省の「カスハラ防止指針」を踏まえ、「学校と保護者・地域住民等とのよりよい関係構築のためのガイドライン」を作成した。カスハラ防止対策指針等を公表することは、全管協と徳管協が文科省や県教委に対して以前より対策の推進を要望を行っており、その要望が実現する結果となった。

保護者や地域住民等から寄せられる相談や要望の中には、学校だけでは対応が困難で、教職員の就業環境が害されるような社会通念上許容される範囲を超えた過剰な要求や苦情もあり、それに対して学校設置者は措置を講ずる必要がある。学校設置者が講ずべき措置として、①方針等の明確化及びその周知・啓発　②相談体制の整備　③事案発生後の迅速かつ適切な対応　④対応の実効性を確保するために必要な措置、等を挙げている。

第２２回徳管協観劇ツアー「ノートルダムの鐘」（大阪四季劇場）

１２月１２日（土）第２２回観劇ツアー開催で、大阪四季劇「ミュージカル　ノートルダムの鐘」を観劇します。９月１５日（火）本部事務局から各会員・準会員に「徳管協観劇ツアー案内」が送付されます。

・参加希望の方は案内にあるQRコード「徳管協観劇ツアー申し込みフォーム」から申し込みください。
・申込開始は９月１６日（水）です。
・詳しくは「徳管協観劇ツアー案内」をご覧ください。